

令和 5 年度(2023 年度)版

PTA規程類集



船橋市立飯山満小学校PTA規約

船橋市立飯山満小学校PTA規約の一部停止に関する特別措置規約

個人情報取扱規則

会計事務規程

船 橋 市 立 飯 山 満 小 学 校 P T A

千葉県船橋市飯山満町3-1394-3

047-465-5255

船橋市立飯山満小学校 PTA 規約

制 定 昭和 63 年 4 月 21 日

最終改正 令和 2 年 6 月 12 日

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この会は、船橋市立飯山満小学校 PTA という。

(事務所の位置)

第 2 条 この会は、事務所を船橋市立飯山満小学校内におく。

(用語の意義)

第 3 条 この規約におけるおもな用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「この会」とは、船橋市立飯山満小学校 PTA をいう。
- (2) 「本校」とは、船橋市立飯山満小学校をいう。
- (3) 「児童」とは、本校に学籍をおく児童をいう。
- (4) 「保護者」とは、児童に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは、後見人又は後見人の職務を行う者をいう。
- (5) 「教職員」とは、本校に勤務する教員・職員をいう。

(この会の目的)

第 4 条 この会は、保護者と教職員が協力して、家庭、本校及び地域における児童の健全でかつ幸福な成長を図ることとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第 2 章 活動と方針

(この会の活動)

第 5 条 この会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 本校における学習指導、学校行事などを支援する活動
- (2) 本校及び地域において、児童のより良い生活環境を整備する活動
- (3) 本校及び地域において、児童の安全の向上を図る活動
- (4) 会員相互及び地域との親睦を図る活動
- (5) その他、目的を達成するために必要な活動

(活動方針)

第6条 この会は、次の各号を活動方針とする。

- (1) 会員の総意に基づいて、保護者と教職員が対等な立場で活動する。
- (2) 児童の教育、福祉及び安全のために活動する他の団体や機関と協力して活動する。
- (3) 特定の政党や宗教等に係る活動はしない。
- (4) この会の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
- (5) もっぱら営利を目的とする活動はしない。
- (6) 教職員の人事には干渉しない。

第3章 会員

(会員)

第7条 この会は、この会の目的、活動内容や方針に賛同する保護者及び教職員を会員として組織する。

(入会の届出及び成立)

第8条 前条によりこの会に入会しようとする者は、別に定める入会届を提出しなければならない。

- 2 入会は、この会から別段の意思表示があった場合を除き、入会届の提出があった時に成立するものとする。

(経費等の負担)

第9条 会員は、別表に定める額の会費を世帯ごとに一括して納入する義務を負う。

- 2 会員の世帯が兄弟姉妹等複数の児童をもつ場合、最低学年に属する児童を代表として納入する。
- 3 第1項にかかわらず、特別な事情が認められる場合はこの限りではない。

(退会)

第10条 会員が次の各号の1に該当した場合は、退会となる。

- (1) 転出等により児童の学籍が失われたとき
- (2) 児童の保護者でなくなったとき
- (3) 退職、異動により教職員でなくなったとき
- (4) その他、特別な事情があり、その申し出があったとき

(退会時等における会費の払いもどし)

第11条 会員が会費を納入した後、第9条第3項又は第10条に該当する場合は、既に納入された会費から、別表に定める在籍経過月数相当額を差し引いた残額の払いもどしを行う。

- 2 前項の計算について、1箇月未満の経過日数は1箇月として計算する。

第4章 役員

第1節 本部役員

(本部役員の設置)

第12条 この会には、次の本部役員をおく。

- (1) 会長1名
 - (2) 副会長3名（内、教職員1名）
 - (3) 会計2名
 - (4) 書記3名
 - (5) 会計監査2名（内、教職員1名）
- 2 前項第2号から第5号に定める本部役員の人数は標準人数とし、活動の必要に応じ、第29条に定める運営委員会において変更することができる。
- 3 第1項第2号及び第5号に定める教職員は、原則として副会長は教頭、会計監査は教務主任とする。
- 4 会長が指名し、運営委員会において承認された者を相談役としておくことができる。

(本部役員の職務)

第13条 本部役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し、会務を総括し、必要に応じて各会議を招集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の場合はその職務を代行する。
- (3) 会計は、会費及び活動費の出納事務を処理し、関係書類の管理を行う。
- (4) 書記は、総会、運営委員会、本部役員会、その他この会の庶務と記録を行う。
- (5) 会計監査は、収支の状況を監査し、総会においてその結果を報告する。

(本部役員の選出)

第14条 本部役員の選出は、第51条に定める本部役員選考特別委員会において会員より候補者を推薦し、総会で決議する。

- 2 前項にかかわらず、本部役員の人数が第12条に定める標準人数を下回り、会の円滑な運営に支障をきたすなどの理由があるときは、必要に応じて補欠者を選出することができる。この場合、緊急事項として運営委員会により決議し、直近に開催される総会において報告し承認を得るものとする。

(本部役員の任期)

第15条 本部役員の任期は、総会において選出された時に始まり、翌年度の総会までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前条第2項に定める補欠者の任期は、前項にかかわらず、任期中の本部役員の残任期間と同一とする。

第2節 学級委員長

(学級委員長の設置)

第16条 この会は、各学級ごとに学級委員長を1名おく。

(学級委員長の職務)

第17条 学級委員長は、次の活動を行う。

- (1) 学級懇談会等、学級PTA会員の交流を図る活動
- (2) 学級環境整備の協力活動
- (3) 各学級PTA活動におけるお手伝い要員の管理・調整
- (4) 各学級担任が管理する学級費等の監査
- (5) その他、必要な活動

2 前項に定める活動は、各学級担任と協力して推進する。

(学級委員長の選出)

第18条 学級委員長は、各学級ごとに互選によって選出する。

(学級委員長の任期)

第19条 学級委員長の任期は、各学級において選出された時に始まり、学年末までとする。

2 前項にかかわらず、第1学年から第5学年の学級委員長は、学年末以降も翌年度の総会までの期間に限って、活動を行うことがある。

第5章 機関

第1節 通則

(機関の設置)

第20条 この会を運営するために、次の機関をおく。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会
- (3) 本部役員会
- (4) 学級委員長会
- (5) 専門部
 - ア 文化部
 - イ 広報部
 - ウ 校外環境部
- (6) バザー企画委員会
- (7) 特別委員会
 - ア 本部役員選考特別委員会
 - イ その他臨時に設置する委員会

(学校長の意見陳述)

第 21 条 学校長は学校運営の最高責任者の立場により、相談役として各機関に出席して意見を述べることができる。

第 2 節 総会

(総会の構成)

第 22 条 総会は、この会の最高議決機関で、全会員によって構成する。

2 総会の運営は、運営委員会が行う。

(総会の開催)

第 23 条 通常総会を原則として毎年度 4 月中に開催する。

2 次の各号の 1 の場合、会長は臨時の総会を招集する。

- (1) 会員の 3 分の 1 以上から開催要求があったとき
- (2) 運営委員会において開催の決議があったとき
- (3) 会長が必要と認めたとき

(総会の権限に属する審議事項)

第 24 条 総会は、次の議案を審議する。

- (1) 活動報告と活動計画の承認
- (2) 予算と決算の承認
- (3) 第 14 条に定める本部役員の選出
- (4) 第 57 条に定める会費の改定
- (5) 第 71 条に定める規約の改正
- (6) その他、重要事項に係ること

(表決権の平等)

第 25 条 会員の表決権は、平等とする。

(総会の議事定足数)

第 26 条 総会は、会員の 3 分の 1 以上の出席をもって成立する。

2 やむを得ない事情で出席できない者は、委任状の提出により、出席者の数に加えるものとする。

(議長の選出)

第 27 条 総会の議長は、会長が指名する。

(総会の議決定足数)

第 28 条 総会における議決は、出席者の過半数の賛成による。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

第3節 運営委員会

(運営委員会の構成)

第29条 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関で、次の会員によって構成する。

- (1) 第12条に定める本部役員
- (2) 第36条に定める学級委員長会の四役
- (3) 第43条に定める専門部各部の四役
- (4) 第49条に定めるバザー企画委員会の四役

2 前項第2号及び第3号に定める四役は、議事内容に応じていずれかの者が出席するものとする。また、第4号に定める四役は、議事内容がバザーに係るときのみ、いずれかの者が出席するものとする。

3 会長は、議事内容に応じて第1項各号以外の会員を参考人として招致することができる。

4 運営委員会の運営は、本部役員会が行う。

(運営委員会の権限に属する処理事項)

第30条 運営委員会は、次の事項を処理する。

- (1) 総会決議事項の執行
- (2) 第24条に定める総会上程議案の審査
- (3) 補正予算の審議
- (4) 軽易な規程類の制定、改正及び廃止の審議
- (5) 第20条第3号から第6号に定める機関間の協議
- (6) 第12条第2項に定める本部役員の人数、第41条第2項に定める専門部員の人数及び第47条第2項に定めるバザー企画委員の人数の調整
- (7) 第51条に定める本部役員選考特別委員の承認
- (8) 第52条に定める臨時の特別委員会の設置
- (9) 総会の権限に属する審議事項の中で、特に緊急を要する事項の審議
- (10) その他、必要事項の処理

2 前項第9号によって決議し執行した事項は、直近に開催される総会において報告し承認を得るものとする。

(運営委員会の議決定足数)

第31条 運営委員会における議決は、出席者の過半数の賛成による。賛否同数の場合は、会長がこれを決する。

第4節 本部役員会

(本部役員会の構成)

第32条 本部役員会は、第12条に定める本部役員によって構成する。

2 会長は、議事内容に応じて本部役員以外の会員を参考人として招致することができる。

(本部役員会の権限に属する処理事項)

第 33 条 本部役員会は、次の事項を処理する。

- (1) 総会決議事項の執行
- (2) 第 30 条に定める運営委員会上程議案の立案
- (3) 第 20 条第 4 号から第 6 号に定める機関との日常的な連絡調整
- (4) 運営委員会の権限に属する審議事項の中で、特に緊急を要する事項の審議

2 前項第 4 号によって決議し執行した事項は、直近に開催される運営委員会において報告し承認を得るものとする。

第 5 節 学級委員長会

(学級委員長会の構成)

第 34 条 学級委員長会は、第 16 条に定める学級委員長によって構成する。

(学級委員長会の活動)

第 35 条 学級委員長会は、次の活動を行う。

- (1) 学級の PTA 活動において生じた課題を共有し、その解決を図る活動
- (2) 各専門部会より依頼された活動への協力
- (3) その他、必要な活動

2 前項の活動について、本部役員会の担当者と相談することができる。

(学級委員長会四役の設置)

第 36 条 学級委員長会には、次の役員（以下「四役」という。）をおく。

- (1) 部長 1 名
- (2) 副部長 1 名
- (3) 会計 2 名
- (4) 書記 2 名

2 前項のうち、第 2 号から第 4 号に定める四役の人数は標準人数とし、活動の必要に応じ、学級委員長会において変更することができる。この場合、本部役員会の担当者と協議を行うものとする。

(学年長の選出)

第 37 条 学級委員長会は、各学年ごとに学年長を互選によって選出する。

(学級委員長会四役の選出)

第 38 条 第 36 条に定める学級委員長会四役は、学年長より互選によって選出する。

第6節 専門部

(各専門部の構成)

第39条 各専門部は、各学級ごとの各専門部員によって構成する。

(各専門部の活動)

第40条 各専門部の活動は、別に定める。

2 前項の活動について、本部役員会の担当者と相談することができる。

(各専門部員の選出)

第41条 各学級における各専門部員の選出は、次のとおりとする。

(1) 文化部及び校外環境部

各学級ごとに1名を互選によって選出する。

(2) 広報部

ア 第1学年から第4学年は学級ごとに1名を互選によって選出する。

イ 第5学年及び第6学年は選出しない。

2 前項に定める各部員の人数は、活動の必要に応じ、運営委員会において変更することができる。

(各専門部員の任期)

第42条 各専門部員の任期は、第19条に定める学級委員長の任期と同様とする。

(各専門部四役の設置)

第43条 各専門部には、各部ごとに次の四役をおく。

(1) 部長1名

(2) 副部長1名

(3) 会計1名

(4) 書記1名

2 前項のうち、第2号から第4号に定める四役の人数は標準人数とし、活動の必要に応じ、各部において変更することができる。この場合、本部役員会の担当者と協議を行うものとする。

(各専門部四役の選出)

第44条 前条に定める四役は、各専門部ごとに互選によって選出する。

第7節 バザー企画委員会

(バザー企画委員会の構成)

第45条 バザー企画委員会は、各学級ごとのバザー企画委員によって構成する。

(バザー企画委員会の活動)

第46条 バザー企画委員会は、次の活動を行う。

- (1) バザーの運営・実施の企画
- (2) バザーの実施に係る学級委員会及び各専門部への依頼・調整
- (3) バザーの実施に係る外部との交渉

2 前項の活動について、本部役員会の担当者と相談することができる。

(バザー企画委員の選出)

第 47 条 バザー企画委員は、各学級ごとに 1 名を互選によって選出する。

2 前項に定めるバザー企画委員の人数は標準人数とし、活動の必要に応じ、運営委員会において変更することができる。

(バザー企画委員の任期)

第 48 条 バザー企画委員の任期は、第 19 条に定める学級委員長の任期と同様とする。

(バザー企画委員会四役の設置)

第 49 条 バザー企画委員会には、次の四役をおく。

- (1) 部長 1 名
- (2) 副部長 1 名
- (3) 会計 2 名
- (4) 書記 2 名

2 前項のうち、第 2 号から第 4 号に定める四役の人数は標準人数とし、活動の必要に応じ、バザー企画委員会において変更することができる。この場合、本部役員会の担当者と協議を行うものとする。

(バザー企画委員会四役の選出)

第 50 条 前条に定めるバザー企画委員会四役は、バザー企画委員より互選によって選出する。

第 8 節 特別委員会

(本部役員選考特別委員会の構成)

第 51 条 本部役員選考特別委員会は、学級委員長会並びに各専門部において互選によって選出され、運営委員会において承認を受けた特別委員によって構成する。

2 前項の運営方法等は、本部役員選考特別委員会設置規程に定める。

(臨時の特別委員会の設置)

第 52 条 この会の運営上必要な場合は、運営委員会での決議によって臨時に特別委員会を設置することができる。

(臨時の特別委員会の構成と選出)

第 53 条 臨時の特別委員会は、運営委員会において活動に必要となる特別委員を会員から選出し、その選出された特別委員によって構成する。

(臨時の特別委員会の解散)

第 54 条 臨時の特別委員会は、目的の達成をもって、運営委員会での決議によって解散する。

第 6 章 会計及び会計監査

第 1 節 会計

(経費の調達)

第 55 条 この会の活動に要する経費は、会費、寄付金、バザー収益及びその他の収入によってまかなう。

(会費収納事務の委託)

第 56 条 第 9 条に定める会費の収納並びに第 11 条に定める払いもどしに係る事務処理は、本校事務に委託する。

(会費の変更)

第 57 条 この会の会費の変更は、第 24 条に定める総会での決議によって行う。

(会計年度)

第 58 条 この会の会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 2 節 会計監査

(会計監査役の構成)

第 59 条 会計監査役は、第 12 条第 5 号に定める本部役員の会計監査のほか、本部役員以外の会員より選出された会計監査（以下、「一般会計監査」という。）によって構成する。

(一般会計監査の選出)

第 60 条 前条に定める一般会計監査は、運営委員会において選出する。

(決算の会計監査)

第 61 条 第 24 条第 2 号に定める決算は、会計監査役による監査を受けて総会へ上程しなければならない。

(臨時の会計監査)

第 62 条 会計監査役は、必要に応じて臨時会計監査を行うことができる。

第7章 サークル活動

(サークルの設立)

第63条 会員は、第5条の目的のため、サークルを設立することができる。

2 サークルを設立する場合は会長に申請を行い、運営委員会の承認をもって発足とする。

(サークルの部員構成)

第64条 サークルの構成員はこの会の会員が中心となって構成し、卒業した元児童、元会員並びに地域住民等を加えることができるものとする。

(サークルの運営)

第65条 サークルは自主管理・自主運営とし、代表者と会計担当者を互選により選出する。ただし、代表者及び会計担当者はこの会の会員に限る。

2 前項にかかわらず、運営委員会において特に承認を受けた場合は、代表者及び会計担当者は元会員等とすることができる。

(サークルの活動報告)

第66条 サークルの代表者は、運営委員会に出席または書面にて活動報告を行うこととする。

(サークルへの補助金)

第67条 サークル活動の目的、内容がこの会の目的に妥当な場合は、予算より活動援助を行う。

(サークル会計監査)

第68条 サークルの会計担当者は、本部の会計監査あてに会計報告を行うこととする。

(サークルの廃止)

第69条 サークルは、解散届を会長に提出することにより廃止となる。

2 前項届が提出されない場合でも、運営委員会は、規約違反、児童や学校への著しい迷惑行為などを理由として、活動ならびに活動補助の停止、またはサークルの解散を決議執行できる。

3 会長は、運営委員会へ前項の発議をすることができる。

第8章 個人情報の保護

(個人情報の取り扱い)

第70条 この会が保有する個人情報は、別に定める個人情報取扱規則によって適正に取り扱う。

第 9 章 規約の改正

(規約の改廃)

第 71 条 この規約の改正は、第 24 条に定める総会での決議によって行う。

附則

この規約は、昭和 63 年（1988 年）4 月 21 日から施行する。

附則

この規約は、平成 5 年（1993 年）4 月 24 日から施行する。

附則

この規約は、平成 8 年（1996 年）4 月 20 日から施行する。

附則

この規約は、平成 9 年（1997 年）4 月 28 日から施行する。

附則

この規約は、平成 17 年（2005 年）2 月 8 日から施行する。

附則

この規約は、平成 20 年（2008 年）4 月 22 日から施行する。

附則

この規約は、平成 26 年（2014 年）4 月 25 日から施行する。

附則

この規約は、平成 29 年（2017 年）4 月 21 日から施行する。

附則

この規約は、平成 30 年（2018 年）4 月 20 日から施行する。

附則

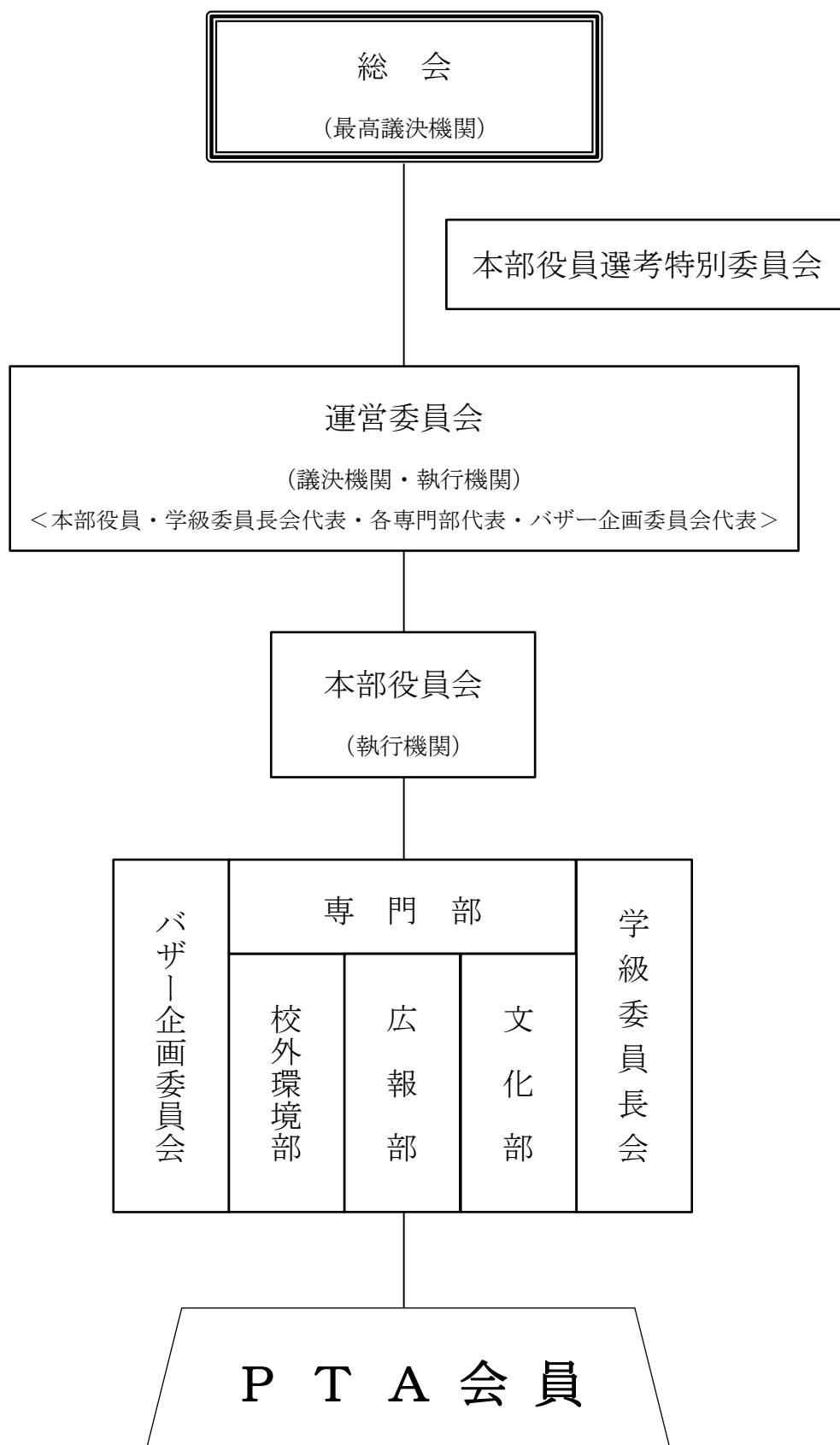
この規約は、令和 2 年（2020 年）6 月 12 日から施行し、令和 2 年（2020 年）4 月 1 日に遡及して適用する。

規約別表

別表（第 9 条及び第 11 条関係）

一括納付額 (1 年分)	3,000 円
1 箇月分相当額	250 円

飯 山 満 小 学 校 P T A 組 織 図



船橋市立飯山満小学校 PTA 規約の 一部停止に関する特別措置規約

制 定 令和2年6月12日
最終改正 令和5年4月18日

(この特別措置規約の目的)

第1条 この特別措置規約は、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に基づき、船橋市立飯山満小学校 PTA 規約（以下「PTA 規約」という。）について特別の措置を定めることにより、3つの密（密閉、密集、密接）を避けつつ、学校運営に係る学校側との情報連携、協議、意見交換などを継続して行うことを目的とする。

(施行を停止する規定)

第2条 PTA 規約第16条から第19条、第20条第4号及び第7号（ア）、第29条第1項第2号、第34条から第38条、第51条、第63条から第66条並びに第69条の規定は、その施行を停止する。

(総会の開催方法の変更)

第3条 PTA 規約第22条に定める総会は、本部役員会が運営し、書面又はオンラインによって開催する。

(書面又はオンライン総会の議事定足数)

第4条 PTA 規約第26条に定める総会の議事定足数は、会員の3分の1以上の表決書面の提出（オンラインによる電磁的提出を含む。）をもって成立する。

(書面又はオンライン総会における議長)

第5条 PTA 規約第27条に定める総会の議長は、会長とする。

(書面又はオンライン総会の議決定足数)

第6条 PTA 規約第28条に定める総会の議決は、提出された表決書面（オンラインにより電磁的に提出されたものを含む。）の過半数の賛成による。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

(運営委員会の活動)

第7条 PTA 規約第29条に定める運営委員会は、学校の運営状況並びに新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえオンラインで開会する場合があるほか、学校長及び会長との協議によって活動を停止することがある。

2 前項により活動を停止した場合、以後の活動は PTA 規約の定めにかかわらず本部役員会に一任して行う。

(専門部及びバザー企画委員会の構成)

第8条 PTA 規約第39条に定める各専門部及び同第45条に定めるバザー企画委員会は、学級を限定することなく全会員より選出した各専門部員、バザー企画委員によって構成するものとする。

(専門部及びバザー企画委員会の活動)

第9条 PTA 規約第40条に定める各専門部及び同第46条に定めるバザー企画委員会の活動は、

船橋市立飯山満小学校 PTA 規約の一部停止に関する特別措置規約

学校の運営状況並びに新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえオンラインにて実施する場合があるほか、学校長及び会長との協議によって縮小または停止することがある。

2 前項により活動を停止した場合、以後の活動は PTA 規約の定めにかかわらず本部役員会に一任して行う。

(専門部員及びバザー企画委員の選出)

第10条 PTA 規約第41条に定める各専門部員及び同第47条に定めるバザー企画委員の選出人数は次のとおりとする。

(1) 専門部員

ア 文化部

全会員から10名程度を目安とする。

イ 校外環境部

全会員から15名程度を目安とする。

ウ 広報部

全会員から15名程度を目安とする。

(2) バザー企画委員

全会員から18名程度を目安とする。

2 前項第2号にかかわらず、バザーの開催が見込める状況となった場合は、その規模に応じた人数を追加して選出するものとする。

3 各専門部員及びバザー企画委員の選出方法は本部役員会にて決定する。

(専門部員及びバザー企画委員の任期)

第11条 PTA 規約第41条に定める各専門部員及び同第47条に定めるバザー企画委員の任期は、選出された時に始まり、学年末までとする。

2 前項にかかわらず、第1学年から第5学年に属する各専門部員及びバザー企画委員は、学年末以降も翌年度の総会までの期間に限って、活動を行うことがある。

(学年委員長会の設置)

第12条 学年委員長会を設置し、各学年ごとに2名程度を目安として選出する。

2 前項にかかわらず、各学年から委員の選出が困難な場合、別学年から選出することがある。

(学年委員長会の構成)

第13条 学年委員長会は、学年委員長によって構成する。

(学年委員長会の活動)

第14条 学年委員長会は、次の活動を行う。活動について、本部役員会の担当者と相談することができる

- (1) 学年の PTA 役員活動において生じた課題を共有し、その解決を図る活動
- (2) 各学級 PTA 活動におけるお手伝い要員の選出作業・管理・調整
- (3) 学級環境整備の協力活動
- (4) 年度末における専門部及びバザー企画委員会の次年度役員選出
- (5) 各学級担任が管理する学級費等の監査
- (6) 各専門部会より依頼された活動への協力
- (7) その他、必要な活動

(学年委員長会四役の設置)

第15条 学年委員長会には、次の役員（以下「四役」という）をおく。

- (1) 部長1名
- (2) 副部長1名
- (3) 会計2名

(4) 書記2名

2 第2号から第4号に定める四役の人数は標準人数とし、活動の必要に応じ、学年委員長会において

変更することができる。この場合、本部役員会の担当者と協議を行うものとする。

(学年委員長会四役の選出)

第16条 学年委員長会四役は、互選によって選出する。

(学年委員長会の任期)

第17条 選出された時に始まり、学年末までとする。

2 前項にかかわらず、学年長部長は学年末以降も翌年度の総会までの期間に限って、活動を行うことがある。

(会費の取扱い)

第18条 PTA 規約第9条及び第11条に定める会費は、PTA 規約別表に定める額とする。

船橋市立飯山満小学校 PTA 規約の一部停止に関する特別措置規約

附則

この特別措置規約は、令和2年（2020年）6月12日から施行し、令和2年（2020年）4月1日に遡及して適用する。

附則

この特別措置規約は、令和3年（2021年）4月20日から施行し、令和3年（2021年）4月1日に遡及して適用する。

附則

この特別措置規約は、令和4年（2022年）4月19日から施行し、令和4年（2022年）4月1日に遡及して適用する。

附則

この特別措置規約は、令和5年（2023年）4月18日から施行し、令和5年（2023年）4月1日に遡及して適用する。

附則

この特別措置規約は令和5年度の通常総会の日をもって廃止するものとする。ただし、PTA 規約の再施行については、この特別措置規約が適用された後の学校の運営状況並びに新型コロナウイルス感染症の収束状況等を踏まえて検討するものとする。

附則

1. PTA 規約第14条の本部役員選考委員会は本部役員会に読み替える。
2. PTA 規約のうち、第12条第2項及び第4項、第14条第2項並びに第22条第2項の運営委員会は、特別措置規約第7条第2項に定める協議の結果により活動が縮小または停止となった場合、本部役員会に読み替える。

個人情報取扱規則

制 定 平成 30 年 4 月 20 日

(目的)

第 1 条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という。）に基づき、船橋市立飯山満小学校 PTA（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利利益を保護することを目的に、PTA 役員・会員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という。）の取扱いについて定める。

(定義)

第 2 条 この規則に用いる文言の定義は、個人情報保護法に基づくものとする。

(責任者、管理者)

第 3 条 本会における個人情報データベースの責任者は PTA 会長とし、管理者は副会長とする。

(取扱者)

第 4 条 本会における個人情報データベースの取扱者は、PTA 役員とする。

(秘密保持義務)

第 5 条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第 6 条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

- ・ 不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように取り扱いに配慮を要する情報として法律・政令に定められた情報。
- ・ 人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害をこうむった事実等の他、身体障害等の障害があることや健康診断結果等も該当する。

(利用)

第 7 条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) PTA 会費等に関するもの。
会費の集金・管理。
- (2) 名簿の作成。
会員名簿の作成、役員名簿及び各委員会、行事参加者名簿の作成。
- (3) 文書の作成。
PTA 活動に関する案内、広報紙「はさま」の作成・送付、その他の文書の送付。

個人情報取扱規則

(4) PTA 活動における活動の充実と質の向上。

年間のお手伝い。役員活動管理等。

(利用目的による制限)

第 8 条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第 9 条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理し、不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに処分する。

(保管及び持ち出し等)

第 10 条 本会で収集した個人情報については、施錠のできる所定の場所に保管することとして、原則、学校外への持ち出しはできない。また、個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管する。また、やむを得ず持ち出す場合は、あらかじめ管理者に利用の目的と内容を示し、承認を得るものとする。そして、個人データを持ち出す場合は、電子メールでの送信も含め、ファイルパスワードを設定するなど適切に取り扱う。

(第三者提供の制限)

第 11 条 個人情報は次の各号に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第 12 条 個人情報を第三者（第 11 条第 1 号から第 4 号の場合を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名、住所、電話番号
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第 13 条 第三者（第 11 条第 1 号から第 4 号の場合を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名、住所、電話番号
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目

個人情報取扱規則

(4) 提供を受ける情報の項目

(5) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

(情報開示等)

第 14 条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第 15 条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第 16 条 本会は、PTA 役員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項については、運営委員会を活用し研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第 17 条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情は次のように処理する。

- (1) 受付窓口は PTA 会議室に置き、責任者が対応する。
- (2) 適切かつ迅速な処理に努める。

(苦情の処理)

第 18 条 本会の「飯山満小学校 PTA 個人情報取扱規則」は、総会において改正する。

個人情報取扱規則

附則

この規則は、平成 30 年 4 月 20 日より施行する。

会計事務規程

制 定 令和3年3月18日

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 船橋市立飯山満小学校 PTA 規約（以下、「PTA 規約」という。）に基づく会計事務の取扱方については、この規程に定めるところによる。

2 この規程に定めていない事項については、その都度運営委員会の決定によるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規約におけるおもな用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「この会」とは、船橋市立飯山満小学校 PTA をいう。
- (2) 「本校」とは、船橋市立飯山満小学校をいう。
- (3) 「総会」とは、PTA 規約第 22 条に定める総会をいう。
- (4) 「運営委員会」とは、PTA 規約第 29 条に定める運営委員会をいう。
- (5) 「会長」とは、PTA 規約第 12 条に定める会長をいう。
- (6) 「本部会計担当」とは、PTA 規約第 12 条に定める会計をいう。
- (7) 「本部会計監査担当」とは、PTA 規約第 12 条に定める会計監査をいう。
- (8) 「会計監査役」とは、PTA 規約第 59 条に定める会計監査役をいう。

(会計の区分)

第3条 この会における会計は、次の各号により区分する。

- (1) 一般会計
- (2) 特別会計

ア バザー特別会計

独立採算を基本とし、一般会計からの繰り入れは行わないものとする。なお、バザー収益金の使途は運営委員会にて決定する。

イ 備品積立特別会計

事務機器、設備等の導入又は更新費用として、一般会計及びバザー特別会計の一部より繰り入れを行う。

ウ 事業推進特別会計

周年行事や年間行事以外の臨時的費用として、一般会計及びバザー特別会計の一部より繰り入れを行う。使途は運営委員会にて決定する。

エ 周年行事特別会計

周年行事費用として、一般会計及びバザー特別会計の一部より繰り入れを行う。使途は運営委員会にて決定する。

(予算流用の原則禁止)

会計事務規程

第4条 予算の流用は原則として実施してはならない。ただし、運営委員会の承認を得た場合はこの限りではない。

(決算余剰金の繰越)

第5条 会計年度末決算における余剰金は、翌会計年度の収入として繰り越しする。

(帳簿の調製)

第6条 この会における収支は、処理日付、科目、摘要、収入金額、支出金額及び残高を記す帳簿を費目ごとに調製し、予算の執行状況を把握できるようにしなければならない。

(帳簿の保存期間)

第7条 帳簿の保存期間は次の各号のとおりとする。

- (1) 電磁的記録による帳簿 20年
- (2) 紙媒体による帳簿及び領収書等 7年
- 2 前項第2号にかかわらず、周年行事に係る紙媒体による帳簿及び領収証等の保存期間は、周年行事ごとの事業終了から20年とする。

(支出の執行)

第8条 この会における支出は、総会で決議された事業計画及び予算に基づき執行する。

- 2 前項にかかわらず、会計年度の途中において臨時的費用の支出の必要がある場合は、運営委員会での決定により支出を行う。なお、支出金額が消費税相当額を含み30万円を超える場合は、直近の総会において承認を得るものとする。
- 3 前2項にかかわらず、児童の安全において急を要する場合は、本部役員会での決定により支出し、次の各号により直近の総会又は運営委員会にて承認を得るものとする。なお、金額には消費税相当額を含むものとする。
 - (1) 30万円以上 総会
 - (2) 5万円以上30万円未満 運営委員会
 - (3) 5万円未満 本部役員会

(現金の出納管理)

第9条 本部会計担当は、予算を超えない範囲において領収書又は請求書の提出を受けて支出するものとし、領収書又は請求書のない支払いを拒否することができる。

- 2 前項に定める領収書は、購入物品及び単価が明らかとなる「レシート」を用いるものとする。
- 3 第1項にかかわらず、第11条第1号に定める交通費のうち、鉄道及びバス運賃は領収証の提出を省略することができる。
- 4 本部会計担当が現金を収受したときは、相手方に宛名、領収金額、但し書き及びこの会の名称を記した領収書を発行するものとする。なお、担当者名の押印は不要とする。

(仮払金の取扱い)

第10条 本部会計担当は、費用の立て替え払いが困難である旨の申し出を受けた場合、仮払いにて費用を支払うことができる。

- 2 前項による仮払金を受けた者は、指定された期日までに領収書と残金を本部会計担当に返納

して精算しなければならない。

第2章 出張費

(出張費の支出)

第11条 この会の会員が活動により出張するときは、次の各号により出張費を支出する。

(1) 交通費

自宅を起点とし、合理的経路による公共交通機関の運賃を支出する。原則として、ICカード乗車券を使用して乗車するものとする。ただし、外部団体等による一括手配による場合は、この限りではない。

(2) 宿泊費

宿泊を伴う出張は、原則として1泊につき10,000円を上限とし、実費を支出する。ただし、外部団体からの出席要請を受けて出張し、主催者指定の宿泊施設を利用する際は、運営委員会の承認により全額を支出する。

第3章 慶弔見舞費

(中学校行事に打電する電報費の支出)

第12条 本校の学区を含む中学校へ通学する生徒に向け、中学校の入学及び卒業を祝す打電を行う電報の費用を支出する。

(保護者、児童又は教職員等に対する弔慰金の支出)

第13条 保護者、児童又は教職員等が死亡したときは、遺族に対し別表に定める弔慰金を支出する。

2 前項にかかわらず、大規模な天変地異又は火災、有事関連法に定める武力攻撃事態又は緊急対処事態等により対象者が多数となる場合は、弔慰金の支出が不能となることがある。

3 第1項にかかわらず、自らに起因する違法行為によって死亡したことが判明した場合は、弔慰金を支出しないことがある。

(保護者、児童又は教職員等に対する見舞金の支出)

第14条 保護者、児童又は教職員等に著しい事故ある場合は、本部役員会の決定により適切な額の見舞金を支出することがある。

第4章 交際費

(離任記念の贈呈)

第 15 条 教職員等が異動又は退職により本校を離任するときは、離任記念として花束を贈呈する。

2 前項にかかわらず、懲戒処分を受け退職した者には贈呈しないことがある。

(地域関係者に対する見舞金の支出)

第 16 条 会員以外の者で、この会又は児童に係る活動を行っている者が傷病により入院したときは、本部役員会の決定において、適切な額の見舞金を支出することがある。

(地域関係者に対する弔慰金の支出)

第 17 条 会員以外の者で、この会又は児童に係る活動を行っている者が死亡したときは、本部役員会の決定において、適切な額の弔慰金を支出することがある。

(地域団体主催行事に対する祝儀金の支出)

第 18 条 地域団体が主催する行事等に対し、本部役員会の決定において、適切な額の開催祝儀金を支出することがある。

(返礼金品の受取辞退)

第 19 条 第 13 条から第 18 条に定める弔慰金、見舞金及び祝儀金に対する返礼は、辞退するものとする。

第 5 章 小口現金

(専門部等に対する活動費の引き渡し)

第 20 条 本部会計担当は、学級委員長会及び各専門部（以下、「専門部等」という。）の活動費として、専門部等会計担当に小口現金を引き渡しする。

2 引き渡しする小口現金の額は、一般会計における専門部等の予算額とする。

(小口現金の出納管理)

第 21 条 活動費として引き渡しを受けた小口現金は、第 6 条及び第 9 条を準用し、各専門部等の会計担当が出納管理する。

(専門部等活動費の監査)

第 22 条 本部会計担当及び本部会計監査担当は、専門部等の活動費について監査を実施しなければならない。

2 前項による監査は、本部会計監査担当が指定する期日に行うものとする。

(専門部等活動費残額の返納)

第 23 条 専門部等が活動費として引き渡しを受けた小口現金の残額は、本部会計担当が指定する期日に帳簿とともに返納しなければならない。

第6章 バザー開催費

(バザー企画委員会に対する準備金の引き渡し)

第24条 本部会計担当は、バザー企画委員会の会計担当による申請を受け、バザー開催費としてバザー特別会計より準備金を引き渡しする。

2 前項による申請は、バザー企画委員会の会計担当が出店ブースごとに必要金額をとりまとめるものとする。

(バザー準備金の出納管理)

第25条 バザー準備金として引き渡しを受けた現金は、第6条及び第9条を準用し、バザー企画委員会の会計担当が出納管理する。

(バザー準備金の残金及び売上金の納金)

第26条 バザー企画委員会の会計担当は、バザー終了後速やかに、本部会計担当の立ち会いによりバザー準備金の残金及び売上金をバザー特別会計銀行口座へ納金するものとする。

(バザー会計の監査)

第27条 会計監査役は、バザー会計について監査を実施しなければならない。

2 前項による監査は、バザー終了後に本部会計監査担当が指定する期日に行うものとする。

(バザー会計の報告)

第28条 バザー企画委員会の会計担当は、前条の監査終了後、直近の運営委員会において会計報告を行う。

第7章 会計監査

(会計監査の分割実施)

第29条 会計監査役は、PTA規約第61条に定める会計監査について、会計年度の半期ごとに分割して実施することができる。

2 前項により会計監査を分割して実施した場合、会計監査報告は当該会計年度分を一括して行うものとする。

(会計監査結果が適正である場合の報告)

第30条 会計監査役は、PTA規約第61条及び第62条に定める会計監査結果が適正であることを報告する場合、その証明として会計監査報告に氏名を自署するものとする。なお、押印は不要とする。

2 前項の会計監査報告を本校ウェブサイト内に掲載する場合は、個人情報保護のために会計監査役の署名を非表示とすることができる。

第 8 章 規程の改正

(規程の改廃)

第 31 条 この規程の改正は、運営委員会での決議によって行う。

会計事務規程

附則

この規約は、令和3年（2021年）3月18日から施行する。

規程別表

会計事務規程別表（第 13 条関係）

死亡した者	弔慰金の額
保護者※	5,000円
児童	5,000円
教職員	5,000円
教職員の配偶者※	5,000円

※事実上の婚姻関係にある者又は自治体の定めるパートナーシップ制度による証明を受けている者を含む。